

外国人自動車整備技能実習評価試験の注意事項

1. 遅刻者に対しては、試験開始 30 分を経過した場合は、いかなる理由があっても受験を認めない。
2. 学科試験及び実技試験に関して不正行為、又は他の受験生に迷惑になる行為があったときは、当該不正行為等を行った受験生に対して、その試験を停止し、またはその試験の合格の決定を取り消すものとする。なお、その者に対する再試験は行わない。
3. 携帯電話等の電子通信機器類は、試験会場に入る前に電源を切って、かばん等に入れること。試験時間中に試験会場内において、携帯電話等の電子通信機器類を使用した場合は、その理由にかかわらず、不正の行為があったものとみなすことがあります。
4. 試験問題を受験票などに書き取った場合は、不正行為と見なし失格とします。
5. 監理団体は、責任をもって技能実習生の送迎をお願いします。
6. 試験開始前の「試験の注意事項」の説明時には通訳の立ち会いを認めますが、試験中の立ち会いはできません。